2012.7.13　越前市福祉健康センター

# 子ども・子育て支援政策はどう変わるのか？

## ＝子ども子育て新システムと社会的養護システムの課題と可能性＝

「社会保障と税の一体改革」関連法案として今国会（6月26日衆議院通過）で論議されている「子ども・子育て新システム」は、昨年7月に厚労省より発表された「社会的養護の課題と将来像」と相俟って、今後の我が国の子ども・子育て支援政策に大変革をもたらすものである。

本稿では、「子ども・子育て新システム」及び「社会的養護の課題と将来像」のめざす方向性を解説するとともに、それぞれが内包する問題を整理していきたい。

【NPO法人丹南市民自治研究センター
地域政策研究所　主任研究員　橋本　達昌】

### 「子ども子育て新システム」の概要と問題点

新システムは、すべての子どもの成育環境を保障し、子ども及び子育て家庭を社会全体で支援することを目的とする。具体的ミッションとしては、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実をはかることにある。

殊に一元化システム（仕組み）の構築に関し、①社会全体によって費用負担を行っていくこと、②制度ごとに錯綜していた政府の推進体制と財源の一元化を実現すること、③基本的に子ども・子育てに関するすべての施策について、基礎自治体が実施主体となること、を明確化したことは、福祉予算配分の不均衡是正、縦割り行政の弊害除去、地域主権の具現化という点で評価されよう。

しかしながら、（一元化＝一括して）基礎自治体に交付される財源が、どう使われるのか？また各々の地域ニーズを充たす事業を誰が企画立案し、どう評価していくのか？という点については課題が残されている。

実は当初、同システム策定の検討段階においては、財源の使途を

決定したり、事業を評価・検証するため「子ども子育て会議（※1）」を設置することが義務付けされていたが、同会議は、成案作業の中で任意設置となった。この〝必置〟から〝任意設置〟への格下げは、市民自治の観点からは大いに疑問が残る。

※1　「子ども子育て会議」＝有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組み。

## 「社会的養護の課題と将来像」の概要と問題点

社会的養護は、かつては親が無い、あるいは親に育てられない子どもへの施策であったが、現在は、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、障害のある子ども、DV被害の母子への支援へと役割が変化してきており、その役割の変化に、制度・政策そのものがうまく適応できていないという現実がある。このような社会状況を背景として「社会的養護の課題と将来像」は、昨年7月、厚労省より公表された。

同プランでは、社会的養護を、「保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」と定義し、その基本的方向性として①家庭的養護の推進、②専門的ケアの充実、③自立支援の充実、④家庭支援・地域支援の充実を提案した。

殊に、「各種の子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要であること」を冒頭に謳い、昭和54年以来、実に33年ぶりとなる職員配置基準の改善を提起した点は、労働過重による職員のバーンアウトに苦悩してきた現場サイドからは大いに評価できる。また自立支援専門相談員や里親支援専門相談員など新たな地域社会ニーズに基づくソーシャルワーカーの施設配置を提起した点は、社会的養護関係施設が、長年にわたり蓄積してきた養育ノウハウを地域に還元していくことで地域福祉の発展に寄与しえるという点、及び施設自体が自らの公共性や社会資源性を自覚する契機となるという点で、高く評価されよう。

今後は、内向的・閉鎖的・封建的といわれる社会的養護関係施設（※2）の地域化・公共化・民主化をどうやって進めていくのか、さらには里親・ファミリーホームといった家庭養護の中核となる人材を、どう適切に確保していくのか、という点が大きな課題となってくるであろう。

※2　社会的養護関係施設＝児童養護施設〔全国に575カ所：入所児30,594名〕、乳児院〔124カ所：2,968名〕、情緒障害児短期治療施設〔33カ所：1,111名〕、児童自立支援施設〔58カ所：1,545名〕、母子自立支援施設〔272カ所：5,897名〕、自立援助ホーム〔59カ所：283名〕をいう。（数字はいずれも2010年3月末現在）
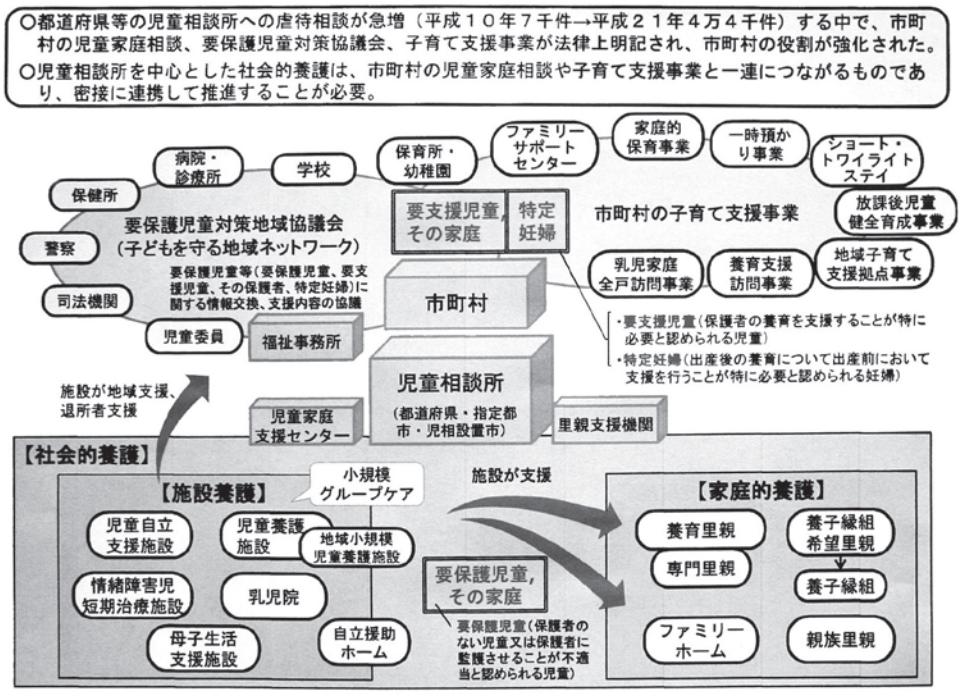
### 社会的養護と市町村の子育て支援施策との連携（厚労省資料）